

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十号）（消費生活課）

一 趣旨

埼玉県消費者行政活性化基金の活用期間満了に伴い、埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する。

二 内容

国から県に交付された地方消費者行政活性化交付金を活用して創設した埼玉県消費者行政活性化基金の活用期間満了に伴い、当該基金の管理及び処分について必要な事項を規定している埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する。

三 施行期日

公布の日から施行する。